

さぬき 水田営農だより

4月3日から平成29年度の 経営所得安定対策等の 申請手続きが始まります。

受付期間
4月3日(月)
6月30日(金)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。

経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）として実施しています。

また、食料自給率の向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払い交付金を実施しています。

▶▶ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者（規模要件はありません）

① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	5,458円/60kg
はだか麦	7,273円/60kg
大豆	11,292円/60kg
そば	12,792円/45kg
なたね	9,850円/60kg

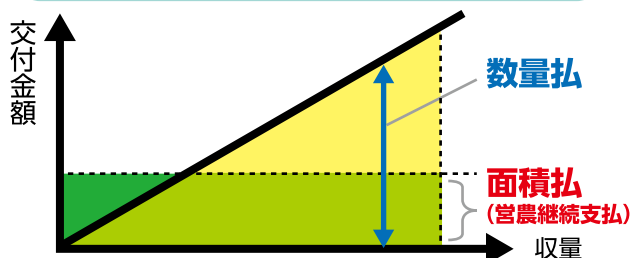
※平均交付単価は、香川県における28年産の単価です。

※集落営農（ゲタ・ナラシ対策）

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

② 面積払（営農継続支払）：当年産の作付面積に応じて、数量払の内金として交付 20,000円/10a（「そば」は13,000円/10a）

畑作物の直接支払交付金のイメージ



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

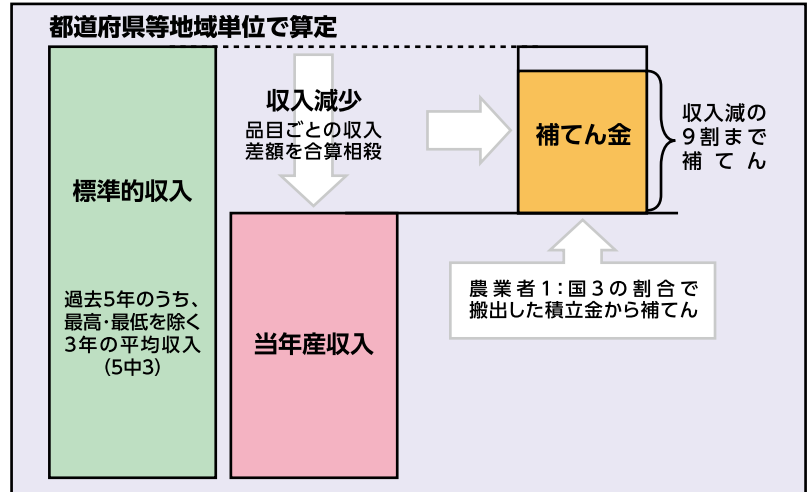
米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件はありません）

米、麦、大豆等の29年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

補てんの財源については、対策加入者と国が1対3の割合で負担

※積立金は掛け捨てではありません。



米の直接支払交付金

対象者は、米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農

7,500円/10a（主食用米の作付実績から一律10a(自家消費相当分)を控除）
26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として交付されており、30年産から廃止されます。

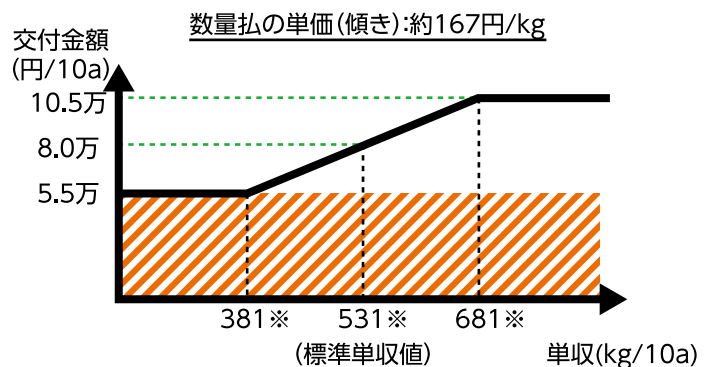
水田活用の直接支払交付金

対象者は、水田で対象作物を生産する販売農家、集落営農

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a

飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ



注) 平成28年産から飼料用米及び米粉用米については、標準単収値を作柄により調整し交付金額が決定されています。

※は全国平均の数値であり、各地域への運用に当たっては市町等が該当地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

中国四国農政局 香川県拠点 経営所得安定対策チーム
電話:087-831-8185



0120-38-3786

受付時間 (平日)9:00~17:00



平成29年度の産地交付金



産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

29年度の見直し

- ◇畑地及び水田機能がない農地（畦畔がない農地、用水施設のない農地、土地改良区の水田に係る賦課金が支払われていない農地など）は、交付対象から除外します。
→該当があれば、営農計画書に記載するなど、地域農業再生協議会に申し出をお願いします。
- ◇水田活用の直接支払交付金として、別途交付されていた「麦の二毛作助成」、「耕畜連携助成」については、産地交付金のメニューとして設定します。
- ◇国からの配分は2回に分けて行われ、留保分については、飼料用米等の戦略作物助成に優先的に充てられ、残額があれば10月頃に2回目の配分が行われます。

1回目の配分額は、全国一律に8割となったため、交付単価の水準等を変えています。2回目の追加配分額により、二毛作助成等の交付単価について上限単価までの範囲内で調整を行います。

香川県における産地交付金の活用方法について

活用方法の基本的な考え方

- ①水田の有効利用や収益性の向上を踏まえ、主な活用方法は県域で設定。
 - ・ 飼料用米などの「多収品種」や小麦「さめきの夢」等、戦略作物の生産拡大
 - ・ 「麦の二毛作」や「資源循環の耕畜連携」の取組みの支援
 - ・ 収益力の向上のため、野菜等の高収益作物への転換の支援
- ②地域の実情に即した地域特産物の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分。

具体的な使途

	主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)	29年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稲の生産拡大	新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の面積に加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	9,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米に取り組んだ面積に加算	10,500円 上限14,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用の多収品種に取り組んだ面積に加算	18,000円
	加工用米の面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	9,000円 上限12,000円

	主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けする必要があります。)	29年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算	2,500円 上限3,500円
	さらに法人格を有する場合は加算	+1,500円 上限2,000円
	さらに「さめきの夢2009」を作付した場合は加算	+2,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算	11,000円 上限15,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算	9,000円 上限12,000円

園芸作物などの生産振興	主要な園芸品目の作付面積に対して助成 (※助成は、転作作物(基幹)のみで、2回以上作付けしても1回限りの交付です。)	レタス、ブロッコリー、アスパラガス	8,000円 上限10,000円
		青ネギ、イチゴ、キュウリ	6,500円 上限8,000円
		トマト	5,000円 上限6,000円
		ニンニク	4,000円 上限5,000円
		タマネギ	2,500円 上限3,000円
	地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積等に対して助成 詳細は、各地域協議会にご確認ください。		地域毎に設定
そば、なたねの作付面積に助成 (※排水対策を実施する必要があります。)	基幹作	20,000円	

その他	農業者の主体的な経営判断により、生産数量目標の配分面積からさらに主食用米を減産し、加工用米、新規需要米、小麦(29年産)に転換された場合に助成 (※当初に取組申請書を提出する必要があります。)	5,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布する必要があります。)	10,000円 上限13,000円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

休耕等の水田には、
飼料用米等の非主食用米をはじめ、
麦や園芸作物を積極的に作付けし、
香川の水田を余すことなく有効活用しましょう!





米の生産については、平成30年産以降、行政ルートによる生産数量目標の配分が行われなくなり、国から提示される需給見通し等を踏まえ、売れ残りが発生しないよう、需要に応じた生産を進めることが必要になります。

こうしたことから今後の香川の米生産、水田農業のあり方をみんなで一緒に考えていくため、数回に分けて連載することとしています。5回目の今回は、これまでの水田部会ワーキングチーム等での検討を踏まえ、香川県農業再生協議会で協議・決定した、平成30年産からの「新たな需給システムの方向性」について、お知らせします。

》 新たな需給調整システムの方向性

1 基本的な考え方

県など行政による生産数量目標の配分は行わず、国からの情報や支援策を踏まえて農業者・農業者団体が主体的な判断をすることにより、米の需給調整に取り組むことを基本とします。

また、水田活用の直接支払交付金を活用して、香川県農業再生協議会や地域農業再生協議会が中心となって、飼料用米や麦、大豆等の生産を支援します。

2 具体的な取組み

【香川県農業協同組合】

- 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく生産調整方針作成者として、米の需給調整に主体的に取り組みます。
- 国からの全国需給見通し等の情報や播種前契約量、昨年の水稲作付面積などを参考に、水稲（主食用米や飼料用米など）の生産方針や地区営農センターごとの生産量の目安を作成します。

【県】

- JAが作成する水稲の生産方針を反映して、水田フル活用ビジョンを作成し、水田の有効利用の取組みを支援するとともに、県農業再生協議会や地域農業再生協議会の活動について支援します。



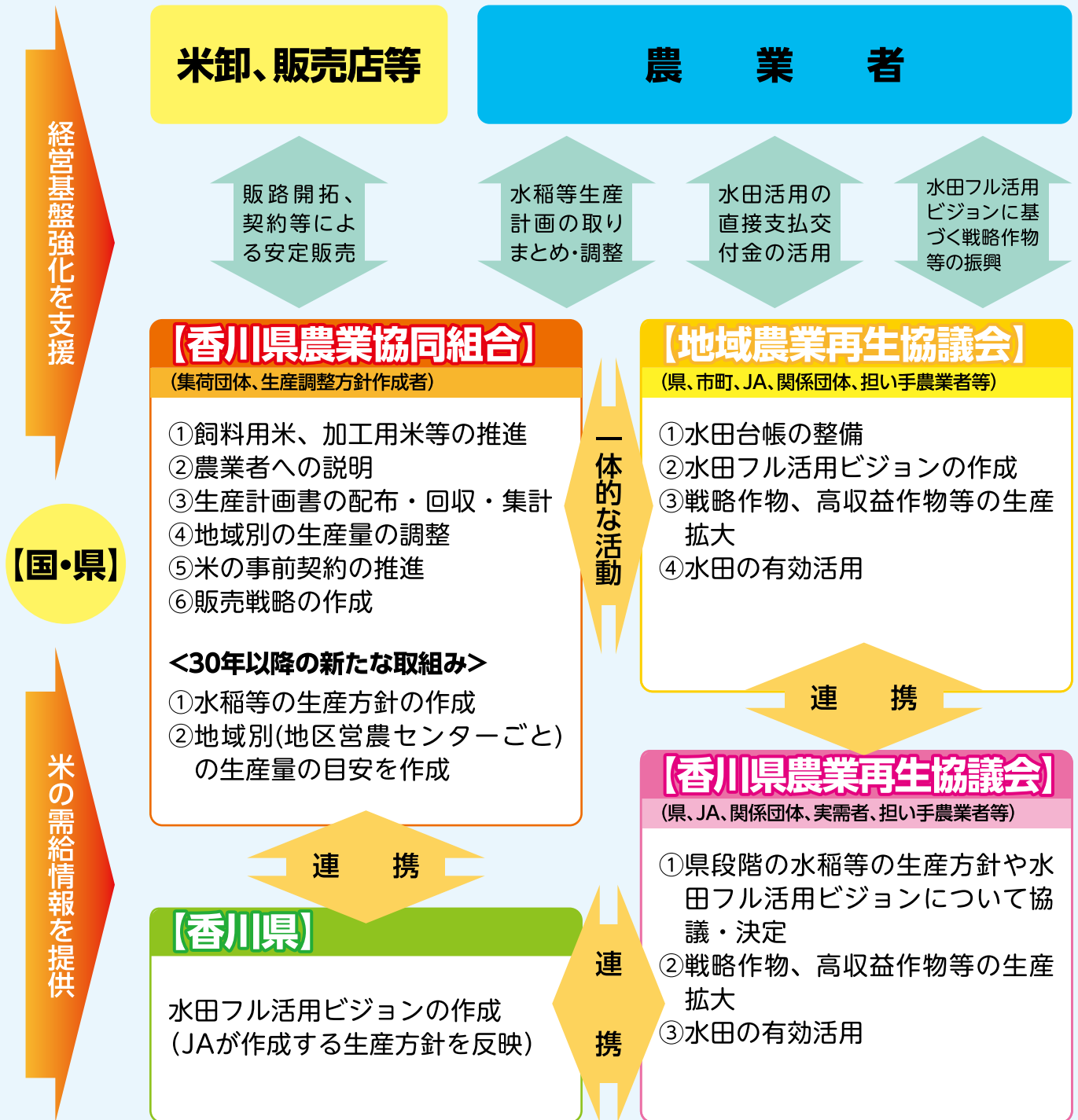
方針等の協議

【香川県農業再生協議会】

- 県段階の水稲の生産方針や地域別の生産量の目安、水田フル活用ビジョンの内容について、協議・決定します。
- 決定した内容は、地域協議会及び県農協へ通知します。



3 新たな需給調整システム（フロー図）



※ 今後、さらに水田部会ワーキングチーム等で検討し、農業者の皆様からの意見等も踏まえて、生産量の目安や水田フル活用ビジョンの内容などの方針について、香川県農業再生協議会で協議・決定します。

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県農業協同組合 営農部農産販売課
香川県 農政水産部農業生産流通課
香川県農業再生協議会ホームページ

TEL : 087-825-2503
TEL : 087-818-4109
TEL : 087-832-3418
<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>